



阪神水道企業団公報

平成24年7月17日(火)

第246号

毎月15日発行

目 次

◇訓 令◇

- 阪神水道企業団公舎規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

- 阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

◇告 示◇

- 阪神水道企業団議会議員(西宮市選出)の辞職
- 阪神水道企業団議会議員(西宮市選出)の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員(西宮市選出)の決定
- 阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の辞職
- 阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の決定
- 阪神水道企業団議会議員(尼崎市選出)の辞職
- 阪神水道企業団議会議員(尼崎市選出)の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員(尼崎市選出)の決定

◇公 告◇

- スラッジ圧入ポンプ点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- ろ過池トラフ及び壁清掃工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 水道用バタフライ弁3基 外11件の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 起重機点検工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 攪拌機点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 実施設計業務委託(甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備取替工事に係る実施設計)の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- パーソナルコンピュータ 44台の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- OFFICE 2010 225ライセンスの条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 実施設計業務委託その2(本庁舎地下水路補修工事詳細設計業務)の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- フロキュレータ点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について

- 浄水処理用電動機点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 乗貨兼用車 1台の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 第5期拡張事業記録誌製作業務の公募型プロポーザル方式の実施について

◇訓 令◇

訓令第2号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団公舎規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月27日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団公舎規程の一部を改正する規程
阪神水道企業団公舎規程（昭和44年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表 公舎使用料月額表			別表 公舎使用料月額表		
区 分	公舎番号	使 用 料 円	区 分	公舎番号	使 用 料 円
猪 名 川	1	21,800	大 道	<u>1</u>	<u>27,400</u>
〃	2	21,800	〃	<u>2</u>	<u>27,400</u>
〃	3	21,800	〃	<u>3</u>	<u>27,400</u>
〃	4	21,800	〃	<u>4</u>	<u>27,400</u>
〃	5	21,800	〃	<u>5</u>	<u>27,400</u>
〃	6	21,800	〃	<u>6</u>	<u>27,400</u>
〃	7	21,800	猪 名 川	1	21,800
〃	8	21,800	〃	2	21,800
尼 崎	1	19,100	〃	3	21,800
〃	2	19,100	〃	4	21,800
〃	3	19,100	〃	5	21,800
〃	4	19,100	〃	6	21,800
〃	5	19,100	〃	7	21,800
〃	6	19,100	〃	8	21,800
〃	7	19,100	尼 崎	1	19,100
〃	8	19,100	〃	2	19,100
西 宮	1	19,100	〃	3	19,100

〃	2	19,100	〃	4	19,100
〃	3	19,100	〃	5	19,100
〃	4	19,100	〃	6	19,100
〃	5	19,100	〃	7	19,100
〃	6	19,100	〃	8	19,100
〃	7	19,100	西 宮	1	19,100
〃	8	19,100	〃	2	19,100
香 栢 園	1	45,200	〃	3	19,100
〃	2	45,200	〃	4	19,100
〃	3	45,200	〃	5	19,100
〃	4	45,200	〃	6	19,100
〃	5	45,200	〃	7	19,100
〃	6	45,200	〃	8	19,100
			香 栢 園	1	45,200
			〃	2	45,200
			〃	3	45,200
			〃	4	45,200
			〃	5	45,200
			〃	6	45,200
			住 吉	<u>12</u>	<u>11,500</u>
			<u>〃</u>	<u>13</u>	<u>11,500</u>
			<u>〃</u>	<u>14</u>	<u>11,500</u>
			<u>〃</u>	<u>15</u>	<u>11,500</u>
			<u>〃</u>	<u>16</u>	<u>11,500</u>
			<u>〃</u>	<u>17</u>	<u>11,500</u>
			<u>〃</u>	<u>18</u>	<u>11,500</u>
			<u>〃</u>	<u>19</u>	<u>11,500</u>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附 則

この訓令は、平成24年7月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

◇管理規程◇

阪神水道企業団管理規程第4号

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月12日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程
阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(工事記録書)</p> <p>第12条 監督員は、<u>工事記録書を作成し、工事施行課長に提出しなければならない。ただし、契約金額250万円以下の修繕工事については、これを省略することができる。</u></p> <p>2 前項の<u>規定による工事記録書の記載内容及びその他必要な事項は、別に定める。</u></p>		<p>(工事日誌等)</p> <p>第12条 監督員は、<u>工事日誌を備えて日々その必要事項を記入し、工事施行課長に提出しなければならない。ただし、工事日誌については、工事記録書の備付けをもつて代えることができる。</u></p> <p>2 前項の<u>規程による工事日誌等については、工事の種類によりこれを省略することができる。</u></p>	
<p>工事施行規程附属様式</p>		<p>工事施行規程附属様式</p>	
区 分	様式番号	区 分	様式番号
工事施行規程		工事施行規程	
第3条 工事台帳	1	第3条 工事台帳	1
第4条 工事費内訳整理簿	2	第4条 工事費内訳整理簿	2
第5条 設計書	3	第5条 設計書	3
第6条 変更設計書	4	第6条 変更設計書	4
第5条 工事起工(変更)書	5	第5条 工事起工書	5
第6条		第6条	
第9条 削除	6	第9条 工事命令書	6
第20条		第20条	
第11条 削除	7	第11条 工事着手報告書	7
第22条		第22条	
第23条 工事日誌	8	第12条 工事日誌	8
第13条 工事進行状況報告書	9	第23条 工事進行状況報告書	9
第1条 工事出来高報告認定書	10	第13条 工事出来高報告認定書	10
第16条 削除	11	第1条 工事出来高報告認定書	10
第28条		第16条 工事完成報告書	11
第17条 工事出来高検収書	12	第28条 工事完成報告書	11
第17条 工事検収書	13	第17条 工事出来高検収書	12
第28条		第17条 工事検収書	13
第21条 工程予定表	14	第28条 工事検収書	13
第24条 労働者使用簿	15	第21条 工程予定表	14
第25条 労働者使用証明書	16	第24条 労働者使用簿	15
第26条 賃金支払調書	17	第25条 労働者使用証明書	16
第29条 労災報告書	18	第26条 賃金支払調書	17
第30条 工事実施計算書	19	第29条 労災報告書	18
第31条 未完成報告書	20	第30条 工事実施計算書	19
第6条 工事指示書	21	第31条 未完成報告書	20
第12条 工事記録書	22	第6条 工事指示書	21
		第12条 工事記録書	22

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月12日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の阪神水道企業団工事施行規程に基づき施行されている工事については、なお従前の例による。
- 3 この規程に定める様式は、工事施行規程附属様式に定めるところによる。ただし、法令その他特別に定めがあるものについては、この限りでない。

◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第9号

下記の者は、平成24年6月18日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成24年6月18日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

記

嶋 田 克 興

阪神水道企業団告示第10号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成24年6月18日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

記

- 1 選挙する期間 平成24年6月18日から
平成24年7月17日まで
- 1 選挙する議員数 1名
- 1 選挙する市 西宮市

阪神水道企業団告示第11号

平成24年6月18日西宮市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成24年6月18日

阪神水道企業団

企業長 山中 敦

記

町 田 博 喜

阪神水道企業団告示第12号

下記の者は、平成24年6月21日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成24年6月21日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

記

大石 よしのり
坊 やすなが
大澤 和士山本 じゅんじ
前島 浩一横畑 和幸
浜崎 為司

阪神水道企業団告示第13号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成24年6月21日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 選挙する期間 | 平成24年6月21日から
平成24年7月20日まで |
| 1 選挙する議員数 | 7名 |
| 1 選挙する市 | 神戸市 |

阪神水道企業団告示第14号

平成24年6月22日神戸市会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成24年6月22日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

記

池本 真
池田 りんたろう
大澤 和士山本 じゅんじ
松本 しゅうじ大寺 まり子
植中 進

阪神水道企業団告示第15号

下記の者は、平成24年7月8日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成24年7月9日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

記

森 村 太 郎
田 中 淳 司
杉 山 公 克

阪神水道企業団告示第16号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成24年7月9日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

記

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 選挙する期間 | 平成24年7月8日から
平成24年8月7日まで |
| 1 | 選挙する議員数 | 3名 |
| 1 | 選挙する市 | 尼崎市 |

阪神水道企業団告示第17号

平成24年7月11日尼崎市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成24年7月12日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

記

高 濱 黄 太
前 迫 直 美
荒 木 伸 子

◇公 告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月20日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

- | | | |
|-----|------------------|-----------------------|
| 1 | 入札に付する事項 | |
| (1) | 起工番号 | 工管事第3号 |
| | 工事名 | スラッジ圧入ポンプ点検整備工事 |
| (2) | 工事場所 | 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号） |
| (3) | 工事概要 | スラッジ圧入ポンプの分解点検整備を行う。 |
| | ア スラッジ圧入ポンプ点検整備工 | 一式 |
| | イ 試運転調整工 | 一式 |
| (4) | 工事期間 | 契約締結日の翌日から90日間とする。 |

- (5) 支払方法 完成払い
 - (6) 前金払 なし
 - (7) 予定価格 非公表
 - (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。
 - (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同等設備の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））
- 5 設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年6月26日(火) 午後5時00分まで
 - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 回答日 平成24年6月29日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAXにより提出すること。（FAX(078)431-2664）その場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
 - (2) 提出部数
ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書が無効とする。

- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年7月6日(金)まで(必着)

7 開札の日時、場所等

- (1) 日 時 平成24年7月9日(月) 午前10時30分から
- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する

場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月20日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

- (1) 起工番号 工管事第15号
 - 工事名 ろ過池トラフ及び壁清掃工事
 - (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
 - (3) 工事概要 猪名川浄水場ろ過池トラフ及び側壁の清掃を行う。
 - ア I系ろ過池清掃工 18池
 - イ II系ろ過池清掃工 18池
 - (4) 工事期間 契約締結日の翌日から90日間とする。
 - (5) 支払方法 完成払い
 - (6) 前金払 なし
 - (7) 予定価格 非公表
 - (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（役務：清掃）を有していること。
 - (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- 4 入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話（078）431-1902（直通））
- 5 設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年6月26日(火) 午後5時00分まで
(2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
(3) 回答日 平成24年6月29日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAXにより提出すること。（FAX（078）431-2664）その場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
- (2) 提出部数
ア 1部
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年7月6日(金)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日 時 平成24年7月9日(月) 午前10時45分から
(2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査す

る。

- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合
- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
- (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (6) 封筒に封印のないもの
- (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
- (8) 記名及び押印のない入札書
- (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
- (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
- (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
- (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
- (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件
- 契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話(078)431-1902（直通）
F A X (078)431-2664

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月20日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 件名 水道用バタフライ弁3基 外11件
- (2) 納入場所 No. 1立坑（豊中市利倉1丁目）
椎堂弁室（尼崎市椎堂1丁目）
猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 概要 水道用バルブの購入（仕様書のとおり）
- (4) 納入期限 契約締結日から平成24年12月10日(月)まで
ただし、手動バタフライ弁(口径1200mm)2基は、平成24年9月20日(木)までとする。
- (5) 支払方法 完納払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（物品：水道用バルブ等）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 口径1000mm以上の面間伸縮機能付きバタフライ弁を、水道事業体に納入した実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。

- (1) 受付期限 平成24年6月26日(火) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp

- (3) 回答日 平成24年6月29日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAXにより提出すること。(FAX(078)431-2664)その場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札(郵便入札)参加申込方法
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること(詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照)。
- (1) 提出書類
ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書(様式第1号)
イ 入札書(指定様式で、日付は開札日を記入すること。)
ウ 同種又は類似する物品の納入実績調書(様式第2号)
- (2) 提出部数
ア 1部
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年7月6日(金)まで(必着)
- 7 開札の日時、場所等
(1) 日 時 平成24年7月9日(月) 午前11時00分から
(2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
(6) 再入札は行わない。
(7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
(8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
(9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効

にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合
- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
 - (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
 - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
 - (6) 封筒に封印のないもの
 - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
 - (8) 記名及び押印のない入札書
 - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
 - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
 - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
 - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
 - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
 - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
 - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
 - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件
契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返還しない。
 - (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
 - (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1902(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月20日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第9号
工事名 起重機点検工事
- (2) 工事場所 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）
淀川取水場（大阪市東淀川区西中島2丁目1番27号）
猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口4丁目5番65号）
- (3) 工事概要 起重機の年次点検及び荷重試験を行う。
ア 年次点検工 11台
イ 荷重試験工 11台
ウ 性能検査受検 1台
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年2月28日(休)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同等設備の施工実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。

- (1) 受付期限 平成24年6月26日(火) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年6月29日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAXにより提出すること。（FAX(078)431-2664）その場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

- (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
 - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
 - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
 - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 提出部数
 - ア 1部
 - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛

- (4) 受付期間 公告日から平成24年7月6日(金)まで(必着)
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日 時 平成24年7月9日(月) 午前11時15分から
- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 9 入札保証金
免除
- 10 契約保証金
保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補、付保割合100分の5以上)を締結し、その証書を提出すること。
- 11 入札の無効
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。
- ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月20日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第13号
工 事 名 攪拌機点検整備工事
- (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口4丁目5番65号）
- (3) 工事概要 猪名川浄水場Ⅰ、Ⅲ系急速混和池攪拌機（立型攪拌機）、再凝集池攪拌機（立型攪拌機）及び尼崎浄水場再凝集池攪拌機（立型攪拌機）の点検整備を行う。
- ア 猪名川浄水場 急速混和池攪拌機点検整備工（Ⅰ系2号、Ⅲ系3、4号）
イ 猪名川浄水場 再凝集池攪拌機点検整備工（Ⅰ系1、2号、Ⅲ系1、2号）
ウ 尼崎浄水場 再凝集池攪拌機点検整備工（A系1、2号）
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成24年12月21日（金）まで
(5) 支払方法 完成払い
(6) 前金払 なし
(7) 予定価格 事後公表
(8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。
(2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
(3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開

始の決定があった場合を除く。)

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同等設備の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
- 企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））
- 5 設計図書に関する質問
- 設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年6月26日(火) 午後5時00分まで
 - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 回答日 平成24年6月29日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAXにより提出すること。（FAX(078)431-2664）その場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法
- 入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
 - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
 - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
 - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
 - (2) 提出部数
 - ア 1部
 - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
 - (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
 - (4) 受付期間 公告日から平成24年7月6日(金)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日時 平成24年7月9日(月) 午後1時30分から
 - (2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
 - (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
 - (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は

契約事務に関係のない企業団職員が行う。

- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場

合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に係りのないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1902(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月20日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 委送第3号
委託名 実施設計業務委託（甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備取替工事に係る実施設計）
- (2) 委託場所 甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号）
- (3) 委託概要 甲東ポンプ場（対象水量750,500 m³/日）の次亜貯蔵槽建屋築造に係る実施設計業務を行う。
ア 次亜貯蔵槽建屋実施設計 一式
イ 場内整備実施設計 一式
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から平成24年11月30日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（コンサルタント：建築士）を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、上下水道施設の建築物の実実施設計業務委託の実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (<http://www.hansui.or.jp/>) 「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ(以下「入札公告ページ」という。)からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係(本庁舎3階)で配付するので、事前に連絡すること。(電話(078)431-1902(直通))

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール(任意様式)により受け付ける。

(1) 受付期限 平成24年6月26日(火) 午後5時00分まで

(2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(3) 回答日 平成24年6月29日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAXにより提出すること。(FAX(078)431-2664) その場合は、FAXにより回答する。

6 入札(郵便入札)参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること(詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照)。

(1) 提出書類

ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書(様式第1号)

イ 入札書(指定様式で、日付は開札日を記入すること。)

ウ 同種又は類似業務の施工実績(様式第2号)

(2) 提出部数

ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留

阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間 公告日から平成24年7月6日(金)まで(必着)

7 開札の日時、場所等

(1) 日時 平成24年7月9日(月) 午後1時45分から

(2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金 免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員との関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
- (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (6) 封筒に封印のないもの
- (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
- (8) 記名及び押印のない入札書
- (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
- (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
- (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
- (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
- (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1902(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月28日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 件名 パーソナルコンピュータ 44台
- (2) 納入場所 本庁舎（神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号）
浄水管理事務所（尼崎市田能5丁目11番1号）
送水センター（西宮市上大市3丁目2番53号）
水質試験所（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 概要 パーソナルコンピュータの購入（仕様書のとおり）
- (4) 納入期限 契約締結日から60日以内とする。
- (5) 支払方法 完納払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（物品：事務機器）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 阪神水道企業団指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年7月5日(木) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年7月10日(火)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

- (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
 - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
- (2) 提出部数
 - ア 1部
 - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年7月17日(火)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
 - (1) 日 時 平成24年7月18日(水) 午後1時30分から
 - (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
 - (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
 - (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
 - (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
 - (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
 - (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
 - (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
 - (6) 再入札は行わない。
 - (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
 - (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
 - (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
 - (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
 - (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 9 入札保証金
免除
- 10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
- (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (6) 封筒に封印のないもの
- (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
- (8) 記名及び押印のない入札書
- (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
- (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
- (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
- (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
- (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1902(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月28日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 OFFICE 2010 225ライセンス
- (2) 納入場所 本庁舎（神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号）
- (3) 概 要 OFFICE 2010の購入（仕様書のとおり）
- (4) 納入期限 契約締結日から30日以内とする。
- (5) 支払方法 完納払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（物品：事務機器）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 阪神水道企業団指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている

団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (<http://www.hansui.or.jp/>) 「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

(1) 受付期限 平成24年7月5日(木) 午後5時00分まで

(2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(3) 回答日 平成24年7月10日(火)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

(1) 提出書類

ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

(2) 提出部数

ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留

阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間 公告日から平成24年7月17日(火)まで（必着）

7 開札の日時、場所等

(1) 日 時 平成24年7月18日(水) 午後1時45分から

(2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法に

よる入札

- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
 - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
 - (6) 封筒に封印のないもの
 - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
 - (8) 記名及び押印のない入札書
 - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
 - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
 - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
 - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
 - (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
 - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
 - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
 - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
 - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件
契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返還しない。
 - (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
 - (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月28日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 委工第2号
委託名 実施設計業務委託その2（本庁舎地下水路補修工事詳細設計業務）
- (2) 委託場所 本庁舎（神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号）
- (3) 委託概要 本庁舎地下水路補修工事の詳細設計を行う。
ア 詳細設計 一式

イ 現地調査工 一式

- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から平成24年9月28日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録業種：建設コンサルタント）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年7月5日(木) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年7月10日(火)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

- (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
 - イ 入札書（指定様式）
- (2) 提出部数
 - ア 1部
 - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年7月17日(火)まで(必着)
- 7 開札の日時及び場所等
- (1) 日 時 平成24年7月18日(水) 午後2時00分から
- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 9 入札保証金
免除
- 10 契約保証金
保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補、付保割合100分の5以上)を締結し、その証書を提出すること。
- 11 入札の無効
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員

である場合の入札を除く。)は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者が入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外(普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等)の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額(消費税込)が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由と

して、異議を申し立てることはできない。

- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年7月10日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改送第1号
工事名 甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備取替工事
- (2) 工事場所 甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号）
- (3) 工事概要 甲東ポンプ場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の取替えを行う。
- ア 次亜塩素酸ナトリウム注入設備の設計製作 一式
イ 電気計装設備の設計製作 一式
ウ 据付け、配管及び配線工事 一式
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成26年3月28日(金)まで
- (5) 支払方法 2回払い（中間1回）
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事及び水道施設工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であ

ること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、仕様書に記す同等の水道施設における次亜塩素酸ナトリウム注入設備の施工実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年7月18日(水) 午後5時まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年7月23日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

(1) 提出書類

- ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
- ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
- エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

(2) 提出部数

- ア 1部
- イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先

〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間

公告日から平成24年7月27日(金)まで（必着）

7 開札の日時、場所等

- (1) 日時 平成24年7月30日(月) 午前13時30分から
- (2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した

後に行う。

- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1902(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年7月10日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第17号
工事名 フロキュレータ点検整備工事
- (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 工事概要 フロキュレータの水中軸受部（シールエレメント）及び駆動装置の点検整備を行う。

ア フロキュレータ点検整備工（I系5号池3、4軸目及びI系7号池2軸目）

- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年1月31日(木)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、仕様書に記す同等設備の施工実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札

公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年7月18日(水) 午後5時まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年7月23日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

(1) 提出書類

- ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
- ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
- エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

(2) 提出部数

- ア 1部
- イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年7月27日(金)まで（必着）

7 開札の日時、場所等

- (1) 日時 平成24年7月30日(月) 午前13時45分から
- (2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。

- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法に

よる入札

- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
 - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
 - (6) 封筒に封印のないもの
 - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
 - (8) 記名及び押印のない入札書
 - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
 - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
 - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
 - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
 - (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
 - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
 - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
 - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
 - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件
契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返還しない。
 - (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
 - (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
 - (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話(078)431-1902（直通）
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年7月10日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第21号
工事名 浄水処理用電動機点検整備工事
- (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号）
- (3) 工事概要 浄水処理用電動機の点検整備を行う。
 - ア 電動機撤去据付工 8台
 - イ 分解組立工及び軸受整備工 8台
 - ウ 洗浄・絶縁処理工及び塗装工 8台
 - エ 組合せ試験工 8台
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成24年12月21日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、仕様書に記す同等設備の施工実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年7月18日(水) 午後5時まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp

- (3) 回答日 平成24年7月23日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 提出部数
ア 1部
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年7月27日(金)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日 時 平成24年7月30日(月) 午前14時00分から
(2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効

にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
- (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (6) 封筒に封印のないもの
- (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
- (8) 記名及び押印のない入札書
- (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
- (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

- (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
 - (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
 - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
 - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
 - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
 - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件
契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返還しない。
 - (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
 - (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
 - (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年7月10日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 乗貨兼用車 1台
- (2) 納入場所 水質試験所（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 概 要 乗貨兼用車 1台の購入（仕様書のとおり）
- (4) 納入期限 契約後90日以内とする。
- (5) 支払方法 完納払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (2) 阪神水道企業団指名停止基準(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (5) 神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店または支店を置くこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関に、仕様書に記す同等物品の納入実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ(<http://www.hansui.or.jp/>)「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ(以下「入札公告ページ」という。)からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係(本庁舎3階)で配付するので、事前に連絡すること。(電話(078)431-1902(直通))

5 仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール(任意様式)により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX((078)431-2664)により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年7月18日(水) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年7月23日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札(郵便入札)参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること(詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照)。

(1) 提出書類

- ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書(様式第1号)
- イ 入札書(指定様式で、日付は開札日を記入すること。)
- ウ 同種又は類似する物品の納入実績調書(様式第2号)

(2) 提出部数

- ア 1部
- イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先

〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間

公告日から平成24年7月27日(金)まで(必着)

7 開札の日時、場所等

- (1) 日 時 平成24年7月30日(月) 午後14時15分から
 - (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
 - (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
 - (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
 - (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
 - (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
 - (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
 - (6) 再入札は行わない。
 - (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
 - (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
 - (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
 - (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
 - (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 9 入札保証金
免除
- 10 契約保証金
免除
- 11 入札の無効
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。
 - ア 資本関係
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又

は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電話(078)431-1902(直通)
FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成24年7月10日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 目的

阪神水道企業団(以下「企業団」という。)の第5期拡張事業記録誌製作業務を委託するに当たり、委託事業者の選定を下記の要領で実施する。

2 業務概要

(1) 業務名称

第5期拡張事業記録誌製作業務

(2) 業務内容

企業団が実施した第5期拡張事業について記した「第5期拡張事業記録誌」(以下「記録誌」という。)の製作に係る一連の業務及びこれに付随する業務を行うものである。

本業務の構成は以下のとおりとする。

ア 章立て

イ 誌面のデザイン

ウ 原稿執筆及び校正

エ 装丁のデザイン

オ 印刷及び製本

カ その他製作に当たり必要な業務

(3) 履行期間

契約日から平成25年3月27日(水)まで

3 プロポーザルを求める内容

上記業務の実施に当たってプロポーザルを求める内容は次のとおりとする。

(1) 第5期拡張事業の背景とその変遷及び実施内容を分かりやすく表現しうる章立て及び各章の概要(記載事項)並びに誌面のデザイン

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

(1) 企業団における平成23・24年度競争入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

- (6) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
 (7) 履行期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。
 (8) 過去10年間（平成14年度から平成23年度まで）において、同様の業務を受注し、実施した実績を有すること。

5 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

- (1) 参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。

- ア 参加表明書（様式－1）
 イ 誓約書（様式－2）
 ウ 企業の過去10年間の業務実績（様式－3）
 エ 主たる配置予定者の過去10年間の業務実績（様式－4）
 オ その他必要書類（様式任意）

- (2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去10年間の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 上記参加表明書の提出者が過去に受託した業務（平成14年度以降に完了した業務に限る。）の実績について、本業務と同様の業務の実績を1件記載すること。 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。 記載様式は様式－3とし、資料等を引用する場合も含め1枚以内に記載すること。
主たる配置予定者の過去10年間の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 主たる配置予定者1名について記載すること。 主たる配置予定者が過去に従事した業務（平成14年度以降に完了した業務に限る。）の実績について、本業務と同様の業務の実績を1件記載すること。 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 主たる配置予定者が業務を実施したことを証明できる業務の契約書、仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。 記載様式は様式－4とし、資料等を引用する場合も含め1枚以内に記載すること。

6 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法

参加表明書及びその他必要書類は、持参により提出すること。

- (2) 提出先及び提出期限

- ア 提出先（受付担当）

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部総務課契約係 TEL 078-431-1902

- イ 受付期間 公告の日から平成24年7月24日(火)まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時00分から正午まで及び午後1時30分から午後5時00分まで）

7 参加表明後の流れ

(1) スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配付	公告の日～7月24日
提案書提出の受付	～8月17日
提案書の特定及び契約締結	8月28日～

(2) 提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、企業団から提案説明書を配付する。

(3) 業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

8 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

9 その他の留意事項

(1) 業務の内容に係る説明会等を行わない。

(2) 参加表明書及びその他必要書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

(3) 参加表明書及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

(5) 業務実績については、我が国における実績とする。

(6) 提出された参加表明書及びその他必要書類は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類は業務委託者の特定以外には使用しない。

(7) その他本書に記載のない事項、質問事項等については、6(2)に記載した受付担当に問い合わせること。

(8) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

様式－1

参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

- 1 公告日 平成24年7月10日
- 2 業務名 第5期拡張事業記録誌製作業務

担当部署
担当者名
T E L
F A X
E - m a i l

様式－2

誓約書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

「第5期拡張事業記録誌製作業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

・ 企業の過去10年間の業務実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
製作した記録誌等の特徴	

注1：業務の概要及び特徴については、具体的に記述すること

注2：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。

様式 - 4

・主たる配置予定者の過去10年間の業務実績

氏名（生年月日）	（昭和 年 月 日）
所属・役職	
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
製作した記録誌等の特徴	
当該配置予定者の業務担当の内容	

注1：業務の概要及び特徴については、具体的に記述すること

注2：上記の業務に係る契約書、仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。